

【農林水産委員会における質疑】

- 1、 全国組織のあり方と関連して、「法令に違反しないこと」の意味は何か。「今般のコメ政策見直しと矛盾しないこと」の意味は何か
- 2、 全国農業再生推進機構（全国組織）について、構成メンバーであるJAや全農も含めて「法令に違反」しないという理解でよいか
- 3、 マンスリーレポートの発行と、公表数値だけで、需要に応じた生産・販売は可能と考えているのか
- 4、 作柄による過剰が出た場合、国は何らかの措置を講ずるのか、一切、手を出さずに成行きに任せ、ナラシ等があるからいい、という姿勢なのか
- 5、 「囚人のジレンマ」ということを考えると、果たして、何も手を打たないということだと、暴落が生じかねない、EUでは、酪農制度の見直しで、価格低落の時に、バターと脱脂粉乳の買い取りを行ったが、そうしたことを検討できるのか

○山田俊男君

山田俊男です。

本日は、この時間をいただきまして、大変ありがとうございます。ただ、時間が余りありませんので丁寧な議論はできません。どうぞ、短い時間ですので答弁はできるだけ短く、私もできるだけ長く質疑しないという思いでいますので、ぱっぱっぱっぱといきたいと、こんなふう

に思っております。齋藤大臣、政策の大きな変わり目で大臣に御就任されて大変苦労があるというふうに思います。御苦労さんです。ましてや、大きな政策転換を農水省が打ち出すのに先駆けて、何と、規制改革推進会議等がいろいろ注文を付けてくるものですから、農水省も党も、本当にそれに追い付いていけないような状況が生じているように思っております。そういう面では、私なんかにも本当に納得のいかない日々を過ごしているということでもあります。今日、こういう形で大臣と質疑できるチャンスをいただいたことを本当に感謝申し上げたいというふうに思います。

私が本日取り上げますのは、米の生産数量の都道府県別、農業者別の目標配分を行わないという問題でありまして、五年前に産業競争力会議の座長が、私も議員やっていた当時なんですが、唐突に出てきまして、そして、その出てきたことに対して、どうせ先の話だから、五年後の話

だからと思って十分詰めてこなかったというふうに思うんですね。ところが、この間いろんな課題がありまして、とうとう突然このときが来て、そして、目標配分は、全国的な目標は示すんですけども、それも国が示すけれども、あとは都道府県も生産者も目標がありませんよという世界に入っているわけですから、地方へ行きますと、山田さん、もう一体米どうすりゃいいんだという声がいっぱい上がっているわけでありませ

ず。どうぞ、これらのことについてお互いに、もう本当にどうするのか、率直な案を出して、そして議論を深くやっていくということが大変必要だというふうに思っているところであります。

ところで、この現状をどんなふうに受け止めておられるか大臣にお聞きしたいと。お願いします。

○国務大臣（齋藤健君）

これまで私も、山田委員長一緒に、自民党農林部会に部会長として農政の改革に携わってくる中で、規制改革会議の高いボール、先ほど舞立さんはデッドボールと言いましたけれども、そういうものを受ける側で長いこと仕事をしてきておりますので、今後の規制改革会議と我々との在り方については少しずつ直していきたいというふうに思っているところであります。

今御指摘の、生産数量目標がこれから三十年以降なくなっていくという問題につきましては、私も何度もこの場でお話を申し上げておりますけれども、これから人口が減って、残念ながら食べるお米の需要というものが年々減少していくという状況の中で、需要に応じた生産をしていくということがますます重要になってきているんだろうと思います。そのこのところを今までのように、今年は幾ら、来年は幾らという配分を続けていくと、どんどんどんどん小さくなって行って、いずれどこかで行き詰まるのではないかと。そうなる前に何とか農家の所得を維持し、米価を安定させる方策を講じていかなきゃいけないという、そういう思いで米政策の改革というのは行われてきていると私は認識をしているところであります。

来年以降、米の生産数量の国による配分ということがなくなるという、あっ、今年ですね、なくなるということについて、多くの皆さんの不安があることはよく承知をしておりますけれども、この米政策の改革の趣旨をこれからも引き続きよく説明をしていただくとともに、同時に、何かあったときの収入保険制度ですとか、様々な対策もありますので、不安の払拭に向けて努力をしていきたいと思っております。

○山田俊男君

大臣が規制改革推進会議の在り方について注文を付けていきたいというふうにおっしゃったこと、画期的であります。大臣の発言ですからね、心強く思いますから、どうぞ、いろんな場面でこれからどんどん出てくるというふうに思いますので、それはしっかり連携してやりましょう。野党の皆さんともしっかり連携しましょう。それで、大事な日本の地域や農業を守っていかなくちゃいかぬと、こんなふうに思っているところでもあります。

さて、国が目標を配分しないという状況から、生産者の自主的な取組が進んでいると見ていいのか、それとも緩んできているのか、これはマンスリーレポートを出して、最近も出しておられますから、それを踏まえた上でどんなふうにお考えになるのか、評価をお聞きしたいと思いません。

○政府参考人（柄澤彰君）

三十年産の米政策の見直しにつきましては、二十五年暮れに政府・与党で方向性が決まって以来、いろんな努力を重ねて今日に至っているわけでございます。その環境整備の中で、やはりきめ細かな情報提供をさせていただくということが非常に重要なポイントになっておりまして、現場の皆様にはいかに現実のマーケットの状況が推移しているかということを中心にいろんな工夫をしながらお伝えしてきているところでございます。

今、マンスリーレポートのお話をいただきましたが、このきめ細かい情報提供の内容をいま一度整理してみますと、まず、三十年産以降におきましても、私どもが全国ベースの需給フレームは引き続き策定してお示しするということがまずございます。その次に、各県、各地域ごとの実際の作付け動向につきましては、節目節目に県ごとあるいは市町村ごとの動向を公表申し上げる。そして、マンスリーレポートにつきましては、毎月毎月、各産地、銘柄ごとの販売や価格の状況、あるいは産地ごとの事前契約の状況などを公表しているわけでございます。

こういったことをずっと続けてまいりましたところ、この数年間は各産地における需要に応じた生産の販売の取組が進みまして、その結果、直近三年間の二十七、二十八、二十九年産、三年連続で全国ベースの過剰作付けが解消したところでございます。

そして、足下の三十年産の動向でございますが、これにつきましては、今年一月末現在の三十年産米の作付け動向を先般二月二十七日に現時点で取りまとめまして公表いたしました。主食用米につきましては、二十九年産と比べまして、都道府県ごとの増減はありますものの、総じて申し上げればさほど大きく変化する状況にはないというふうに見ている

ところでございます。

○山田俊男君

全国農業再生推進機構、これは簡単に言うと全国組織というふうに我々は言ったりもしていますが、この役割と動きに関してであります、これが設置されたわけでありましたが、政府はこの組織に何を期待しているのかなど。その割に会長がまだ決まっていらないように聞いているんですけど、早急に決めるように提案すべきじゃないかというふうに思うんです。民間の組織だから農水省は関与しないという立場なのかなんて思ったりもするんですが、齋藤大臣、お聞きします。

○国務大臣（齋藤健君）

三十年産米からの米政策の見直しをにらみながら、全国農業協同組合中央会を事務局とする全国農業再生推進機構が二十九年十二月に設立をされたということは承知をしているところであります。

私どもとしては、この組織に関しましては、マーケットインに基づく実需者と産地とのマッチングの支援などを主な活動内容としているものと承知をいたしておりまして、そういう意味では、当該活動が行政による生産数量目標の配分に頼らずとも生産者が中心となって需要に応じた生産を行うという今般の米政策の見直しの趣旨と合致するような形でこの組織の運営がなされていくというふうに見ているわけでありまして、その点期待をしているということでもあります。

会長の人事につきまして、私どもの方から早くしろとかこうしろとかいうことについては発言を控えさせていただきたいなというふうに思います。

○山田俊男君

どうぞ大臣、いろんなツールを使って、それで対策を講じていくということが大変大事だというふうに思いますので、嫌がらずにしっかりこの組織を使うということをやってもらいたいなというふうに思うところでもあります。

さて、今大臣もおっしゃっていただきましたが、行政による生産数量配分に頼らずとも生産者が中心になって需要に応じた生産を行うということが基本だぞと、こうおっしゃっているわけで、それは物すごい大事なことなんですけれど、しかし、都道府県やJAや個々の生産者がそれぞれで判断して目標を設定して取り組もうということなのかというと、そうでもないわけでしょう。だから、もしもそれ自由に設定していいんだよなんて話になると、まさに自由な生産、流通、販売という方向へずっ

と突き進んでいっちゃうんじゃないかという気がするんですよ。

さらに、昨年十一月に全国的な推進組織をつくるという動きの中で、今日も参考資料出させてもらっていますが、ここに全国的な推進組織についてと書いてあるところで、この①、②があって、国は情報を提供しますよということを書いてあるのと、全国的な組織の設置に当たっては行政による生産数量配分に頼らずとも云々と大臣がおっしゃっていただいたことがそうなんです、もう一つ、関係法令に違反しないことというふうに書いてあったりしているわけですね、この紙に。関係法令に違反しないことというのは、これ何ですか。どんな法律に違反しちゃ駄目だということなんですかね。お聞きしたいと思います。

○政府参考人（柄澤彰君）

配付された資料は、昨年秋、私どもが作成した資料ではございます。この資料におきます記述は、この全国的な推進組織の具体的な姿がまだ明らかでない段階でございましたので、極めて当たり前のことではございますけれども、ある意味、あらゆる組織にとって当然のことを書かせていただいたところでございます。

なお、今日、全国農業再生推進機構は既に設立をされているわけではございますけれども、私どもが承知している限りにおきまして、この機構自体の規約におきまして、規約の第十六条というところに、「全国組織の運営にあたっては、関係法令に違反しないよう十分留意する。」というふうに自ら規定されているというふうに承知してございます。

○山田俊男君

率直に聞きますが、関係法令に違反しないことというのは独占禁止法のことですか、お聞きします。簡潔にお願いします。

○政府参考人（柄澤彰君）

関係法令というのはあらゆる法令ということで、何かが排除されるということはないと存じます。

○山田俊男君

いや、そんなばかなことを言っていて……

○委員長（岩井茂樹君）

待ってください。指名してから発言をお願いいたします。

○山田俊男君

もうあらゆる法律ですといったって、あらゆる法律、どんな法律があるんですか。これを明らかにしてくださいよ。そして、関係法令に違反しないことという法令はこれとこれとこれだといって初めて組織を動かすことができるんじゃないですか、安心して。ところが、そこ、あらゆる法律だと言ったのなら話にならないんですよ。

公正取引委員会にお聞きしますが、今日はわざわざありがとうございます。

私は、これ、公正取引委員会が所管されている独占禁止法の運用のことじゃないかというふうに思っているんですが、あらゆる法律ですか。それ公取に聞くのは申し訳ないんですけども、お聞きします。

○政府参考人（菅久修一君）

お答え申し上げます。

このあらゆる法律に何が入っているかというのは私たち答える立場にないかもしれませんが、この独占禁止法上問題になるかどうか、今、今般設立されました全国組織が独占禁止法、問題になるかならないかということにつきましては、今回の全国組織、先ほどもありましたとおり、マーケットインに基づく実需者と産地とのマッチング支援などを行うものとされていると承知しておりまして、当方で把握しているところにおきましては独占禁止法上問題になるものではないというふうに考えております。

○山田俊男君

ただ、この全国組織はそういうことで、J A全中だったりJ A全農であつたり、それから販売団体であつたり、たくさんのメンバーが加わっているわけでありまして、J A全中や全農は構成メンバーであります、これは独禁法の適用除外、とりわけJ Aであつたり全農はまさに協同組合でありますから独禁法の適用除外になりますね。とすると、この全国組織は独禁法の場合によつたら対象になるかもしれぬけれども、構成メンバーは対象にならないという理解でいいですよ。

○政府参考人（菅久修一君）

お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、一定の要件を備えまして法律の規定に基づいて設立された組合の行為には独占禁止法の規定は原則として適用されないということにされておりました、J Aにつきましては、農業協同組合法に基づいて行います共同販売などの行為、これがこの範囲内であれば独占禁止法の規定は適用されない、違反とはならないということでございます。

ます。

○山田俊男君

大変明快な整理をいただいております、ありがとうございます。

是非このことをちゃんと役所とそれから生産者の皆さん、多くの団体の皆さん、これ一致させましょうよ。そして、駄目なものは駄目なんですから、注意しなきゃいかぬものは注意しなきゃいかぬ。法律はちゃんと守るのは守りましょうと。ただ、その間のいろんな範囲の問題とかが議論になりますから、それはそれで的確に公取とも相談しながらやっていきたいと、やっていくべきなんだろうと、こんなふうに思っているところでもありますので、そうしましょう。

さて、マンスリーレポートで、各産地、各生産者におかれては、公表結果を参考にされ、需要に応じた生産、販売に向けた取組をより一層進めていただくことが期待されていますというふうに、最近発行されたマンスリーレポートにそのように書いてあるわけですが、この程度の情報で、書いてあるような、ないしは都道府県ごとの矢印が書いてあって、従来どおりなのか上向いているのか下向いているのかという矢印が書いてあるわけですが、この程度の情報で生産者が自らの生産を調整するという行為に安定して取り組めるものなのでしょうか。

ここ、私は、マンスリーレポートは出しているよ、出しているよとおっしゃるので、それは大事なことからそれでいいんですけど、本当に、申し上げますが、この程度の情報でちゃんと需給の達成に向けたそれなりに取組ができるというふうに考えていいんですか、どうですか。

○政府参考人（柄澤彰君）

先ほども御答弁申し上げましたが、この三年間ぐらいの間、言わば私どもよく予行演習と申し上げておりますが、三十年産でがらっといきなり世界全体が変わるということではなくて、準備をしていこうということで各地にお話を申し上げ、そしていろんな積み重ねをしてきております。

そういった中で、例えば私どもがやってまいりました配分自体も県ごとのシェアをもう動かさない、固定するというようなことをやっておりますし、それからまた、配分数量の下の水準に自主的取組参考値というようなものを幅を持った形でお示しするというようなことで、各地の現場現場で自主的に需要がどのぐらいなのか、自分たちの米がどのぐらい売れるのかということをご自ら考えるような環境をずっとつくってまいりました。

そういった中で、多くの県、二十九年産で申し上げますと、半分以上

の県では、いわゆる深掘りと言っておりますけれども、単に目標を守るということではなくて、自主的にそれより下の水準で実際の作付けを行っていただき生産量を積み上げていただくというようなことでございます。

そういった行為は、やはりこれだけでいいのかという御指摘がございますけれども、ずっと積み重ねてまいりましたマンスリーレポートなどの情報を基に各現場現場で、ああそうか、自分たちの米はこれぐらい売れているんだというような御判断の下で自ら生産量、作付面積を決めてきていただいているということでございますので、そういった状況は三十年産以降も引き続き継続していただけるのではないかと期待しているところでございます。

○山田俊男君

これからの話になりますが、不安を持ちながらも、生産者は、今おっしゃっていただいたように、昨年を取組を踏襲しながら、だって全国目標数字もそういう数字ですから、昨年を踏襲しながらまあ頑張っていこうということで、おおよそ今年の状況はおっしゃるようにまとまってきているかなというふうに思うんです。

ところが、これからです、作柄が良かったようにいったときに、結果として過剰が出てくる場合、一体どう扱ったらいいのか。これは、価格は低落していきますよ、ずっと。余り望ましくないんですが。そうした場合、一体どんな取組をちゃんと行うことになるんですか。これが一番今心配している、生産者が心配している内容ですよ。お聞きします。

○政府参考人（柄澤彰君）

委員御指摘のとおりかと存じます。すなわち、現場現場で一生懸命考えられていかに需要に応じた生産を行ったとしても、天候に左右されるという大きな問題がやはりどうしても米にはございます。つまり、需要に応じた作付けを行っても、例えば大豊作が来たというようなこととなりますと、確かに、御指摘のとおり、需給が緩むということはどうしても否定できないわけでございます。

そういったことは私どもも心配しております、そういったことによりやって備えていこうかというふうに考えまして、実は二十七年度から米穀周年供給・需要拡大支援事業という事業を立ち上げまして、この内容は、一言で言いますと、産地ごとにあらかじめ生産者などが積立てを行っていただきまして、この積立てを原資として、仮に今申し上げたような需給が緩んだような場合に、例えばその出来秋にもう全部売ってし

まいりますと需給がかなり崩れてしまいますので、翌年まで売らないでキャリーオーバーをして、次年度に例えば飼料用米を作ってそこで需給を均衡させていくというような取組を、この事業を原資に行っていただくということをやってまいっております。これは三十年度予算、今回の予算においても計上しております。

そして、この事業は実際多くの県で活用されておりました、二十九年度におきまして見てみますと、主産地であります北海道、東北、北陸を中心に全国で三十四の道府県において事業実施に必要な体制整備が行われ、産地の主体的な需給調整の仕組みとして言わば定着してきたところだというふうに認識しております。

こういった事業を活用していただいて、三十年産以降におきましても当該産地産地の食用米の需給の安定を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○山田俊男君

今日、私は資料で、この資料、皆さんのところにもお出し申し上げているわけで、米マッチングフェアなんていって出ておりました、まさにこれは下の方に小さい字で書いてあるんですが、今、柄澤局長がおっしゃった米穀周年供給・需要拡大支援事業のうちの一つの事業としてこうやりましたというんでしょう。これ、本当に豊作になって過剰米が、過剰米というか必要な米を上回る形で出てきたときの一つの方法だと、重要な方法だというふうに言えるような代物なんですか、対策はこれじゃ済まないでしょうか。それらの話をどこでどんなふうに議論しているんですか。

ちゃんと、これはこれでいいよ、それじゃ。ところが、この後のもっと大きい話を、過剰が出たときの扱いをどうするかということについて、もっとしかるべく検討をもう行っていかないと、数か月なんてすぐできてしまいますよ。三、四か月でもう稲作が、穂を出してきたりするんですよ。是非、もう一回意見聞きます。

○政府参考人（柄澤彰君）

実は、この米穀周年供給・需要拡大支援事業というのは全体で五十億円の事業でございますが、たくさんのいろんなメニューが含まれております。今委員御配付になりましたこのマッチングというものもこの事業の一メニューでございます、これは現在、外食、中食用のお米がなかなか調達しづらいというような声を踏まえまして、そういった当事者の方と産地の方をまさにマッチングしていただく、こういう取組を年十回ほどやっているわけでございますが。

先ほど、済みません、私が申しあげました豊作のときの対策というのは、こういう取組とまた別途、この事業の中にメニューとして含まれておりまして、先ほど、多くの県で既に積立てをして取り組む体制を整えていただいていると申しあげましたのも、このマッチングではなくて、次年度に、豊作になったときに送るといようなことを含めた部分につきまして申しあげたところでございます。済みません。いろんなメニューが含まれているところでございます。

○山田俊男君

全部否定するわけじゃないんですが、それはそれで、マッチングも必要だからやっていくということなんだというふうに思うんです。

しかし、どうも、私本当に心配するんですが、三年間、この三年間は需給は比較的安定していた、だから米価は毎年千円から千五百円上がっていったわけ、だから本当にほっとしているところではありますが、今度大丈夫だとは到底言えないわけですよ、やっぱり出てくる可能性があるから。だから、やっぱり過剰になったときの対策をどんな対策を打つかということは今から検討しておかなかつたら駄目だというふうに思います。

もしかしたら、まだその検討も、どうも私に言わせると、ちょっと審議会をつくるか、水田部会をつくるか、飼料部会をつくるか、米部会をつくるか、何らかの形で対策をもう始めていかないと、今から議論しておかないと間に合わないというふうに思うんです。

もう考え出すと、何だ、ナラシの経営安定対策があるから、いや、そこに加入している人は下がったって大丈夫なんだよ、そこは補填されるからぐらいの話でいたとすると、それは大変ですよ。ナラシも全農家が入っているわけじゃないわけですから、だから、是非検討を早急に私は進めてもらいたいと、こんなふうに思います。

大臣、是非、この大事な部分を新しい組織が始めたんだから、もう今更後に引けないと思うんですよ。だから、失敗しないように、過剰になったときの対策をどうするというのを恐れずに是非是非議論をお願いしたいというふうに思いますが、大臣の見解をお聞きします。

○国務大臣（齋藤健君）

まず、この三年間の農家の皆さんが、先ほど政策統括官の方からは予行演習という言い方をしましたけれども、きちんとした需要に見合った生産をしていかないとみんなが大変なことになるという意識というのは、この三年間で皆さんの努力によりましてある程度これは浸透してきたのではないかと考えておりますし、ナラシだけではなくて、収入保険制度

というセーフティーネットもこれから用意をされていくということであり
ます。

それからさらに、それでも予想外の豊作になったときはどうするんだ
ということがありますけれども、これも、今、現状のセーフティーネット
にできるだけ多くの人に入っていて備えていただくというのが
私は基本だろうと思っております。その上で、さらに需要に応じた生産
をして、水田に余力ができたところは飼料用米とか戦略作物を作ってい
ただいて、そこには政府の御支援もしていただいて、農家の所得も確保
できるというような、そういう重層的な対策を今講じておりますので、
そういうものをフルに活用をすることによって予想外の豊作になったと
きにも対応ができるのではないかとこのように考えているところでござ
います。

○山田俊男君

米の生産農家は、規模の大小を問わないで、法人経営もひっくるめて
全部数えますと八十三万人おいでになるんです。それで、八十三万人の
規模の平均は一・五ヘクタールです。八十三万人がうんと動くわけで
す、何らかの形で動いちゃう。動いちゃった後、心配なのは、やっぱり
それぞれの皆さんが個人的にいろんな判断をされる。もちろん、集落営
農であったり、JAの取組であったり、法人化した大きい取組であった
りすると、それはそれできちっと所得を実現しなきゃいかぬ、そのため
に価格を実現しなきゃいかぬという発想が当然ありますから、それは一
定の取組をきちっとやっていこうということになるわけでありませうけ
れど、往々にして生ずるのは、経済学の理論で囚人のジレンマというの
があるそうですね。私、よく分からないで早速勉強してみましたら、こ
れ、経済学考える上において、経済理論としては物すごい大きな理論ら
しいんですよ。

要は、八十三万人もおれば誰かがやってくれるだろうというふうに思
っちゃうわけですね。そうすると、誰かがやってくれるんだろうと思
う人が十人や百人で済めばそんなことはいいんですが、そうじゃなくて、
八十三万人のうちの三分の一ぐらいが、三分の二はやってくれるけど三
分の一はそれに従わないという形で豊作の作付け拡大の取組になっ
ちゃったりすると、もう大変な状況が出てくるということなんですよ
ね。だから、そういう面ではこの動きは物すごくつかみづらいわけ
であります。だから、何としても、この八十三万人の米作りの生産
者の葛藤は大変苦しくて激しいだろうというふうに思うんです、米
価下がりますからね。これはどう考えるかという問題が出てくるわけ
。

今、配分を行わないという形で今回スタートしましたね。しました上

で、この囚人のジレンマの経済理論が適合する八十三万人が動揺しているんな動きが出てくる。マンスリーレポートでこんなふうにおおよそみんな取り組んでいますよといったって、相当数の過剰米が場合によつたら作柄によって生じてくるということになったら、それはどんな救い方するのかといったって、手だてないと思うんですよ、手だてないですよ。

だから、やっぱり今のうちに検討しなきゃいかぬのと、それともう一つ、実は、ヨーロッパは、かつてEUは酪農制度の仕組みを改めたんですね。自由化したために圧倒的な価格の低落を生んでしまったわけで、大混乱しました。だから、三年前にEU委員会は、バターと脱脂粉乳の買取り等の対策を制度化したんです。それで、ぐうっとやっぱり収まっていっているんですよ。

だから、是非、そういう手だてを今度はちゃんと準備しておかないと、私は政治にならない、政策にならないというふうに思うわけですが、EUの例に倣って、EUの牛乳なり乳製品、バターは、これはもう日本の米みたいなものですから、だから、EU並みの政策を私は準備すべきだというふうに思うんですが、大臣、是非検討してもらいたいです。お願いします。

○国務大臣（齋藤健君）

今、囚人のジレンマのお話がありましたけれども、先ほど私も御答弁させていただいたように、今この三年間の予行演習の期間において、農家の皆さんが囚人にならないように努力をしてきたということをお私は大変高く評価をしたいと思っているんですね。

その上で、セーフティーネットについては、自ら参加をしていただくナラシとか収入保険もございますし、それから主食用米以外のものを作ることによる支援もこれから万全を期していくということの中で、この需要が大幅に減っていく時代を迎える中でうまくその経営が継続できるようにしていきたいというのが我々の政策なわけですが、いざとなったら買上げをするということをやってしまいますと、その瞬間モラルハザードが起こって、私どもの積み上げている政策についての大変な混乱が起こる、そういう危険も一方であるなど思っておりますので、ちょっと今の時点で、尊敬する山田委員の御提案でありますけれども、難しいかなというふうに思います。

○山田俊男君

もう終わりますが、私は、大臣、私も大臣を尊敬していますから、この時点で、先ほどおっしゃったように、規制改革会議の流れのまま、このまま目標の配分は行わない、そして独禁法の適用はちゃんとやるから

農林水産委員会／2018年3月20日

さあっと流れていけど、みたいな話でやっていくものではないんだと思うんです。農村は本当に混乱しますよ。来年の参議院選挙なんかやっておられませんよ。大変なことになりますよ。

だから、ここはちゃんとやっぱり大臣の方が一定の体制を仕組んで、そして全国組織、再生組織を生かすのなら生かす、それから、そうでなければ別の取組をしっかりと支えとして検討するという取組を是非是非実施に移してもらいたいと、検討に移してもらいたいと、こんなふうをお願いする次第です。

終わります。ありがとうございました。